

パブリカホーム大府 運営規程（短期入所）

（事業の目的）

第1条 株式会社 AHP が開設するパブリカホーム大府（以下「事業所」という。）が行う日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定短期入所事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、看護師、介護職員、理学療法士、生活支援員及び栄養士（以下「従業者」という）が支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定短期入所事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に対し、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を行うものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年大府市条例第3号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 パブリカホーム大府
- (2) 所在地 愛知県大府市柊山町三丁目 336 番地の 1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
サービス管理責任者 1 名（常勤職員）
世話人 11 名（常勤職員 1 名、非常勤職員 10 名）
生活支援員 12 名（常勤職員 3 名、非常勤職員 9 名）
夜間支援従事者 12 名（非常勤職員 12 名）
従業者は、指定短期入所の提供にあたる。

（指定短期入所の利用定員）

第5条 指定短期入所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 併設利用型 2 名

（通常の送迎の実施地域）

第6条 通常の送迎の実施地域は、大府市、東浦町の区域とする。

(指定短期入所の内容及び主たる対象者)

第7条 指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 事業所において指定短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児
- (4) 精神障害者
- (5) 難病等対象者

(利用者から受領する費用の額)

第8条 事業所は、指定短期入所を提供した際は、利用者から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第3項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適応される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払を受ける。

3 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

宿泊を伴う場合

- ① 通常の事業の実施地域を越える地点から片道10キロメートル未満 330円
- ② 通常の事業の実施地域を越える地点から片道10キロメートル以上 550円

4 食事の提供に要する費用は、1日当たり1,540円を徴収する（内訳は、朝330円、昼660円、夕550円とする）

5 光熱水費は、495円を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは、すみやかに申し出る。
- (2) 入所生活の規則はパブリカホーム大府（日中サービス支援型共同生活援助）の規則を守り、施設の入所者の迷惑にならないようにする。
- (3) 施設と共有している設備は他の迷惑にならないように利用する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、短期入所の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 事業所は、利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 事業所は、利用者に対して適切な指定短期入所を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（前条に規定する利用者及び障害児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。

5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

6 事業所は、短期入所に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から 5 年間保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。